

令和8年2月19日

建設業者各位

苫小牧市財政部契約課

法定福利費等を明示した工事費内訳の提出について（通知）

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）が改正されました。

この改正により、建設業者は入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました（入札契約適正化法第12条）。

これを踏まえ、本市においても、令和8年3月25日以降に入札する建設工事について、契約締結後速やかに、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を記載した工事費内訳書を提出していただくこととしましたのでお知らせします。

なお、工事費内訳書の様式は任意となりますが、参考様式をホームページにて掲載しますのでご利用ください。

（連絡先）

〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市財政部契約課

電話：0144-32-6216（直通）